

学校感染症による出席停止と治癒報告書と治癒証明書(登校許可書)について

1. 出席停止と出席停止期間について

生徒が学校感染症と診断された時には、学校保健安全法により、学校長が出席を停止することができます。出席停止期間は、医師に診断された日から医師の許可が出るまでです。(下記の出席停止の対象となる病気及び出席停止期間の基準を参照)

受診して発病がわかった場合は、至急学校に連絡してください。

2. 「治癒報告書」について

((新型)インフルエンザの場合は保護者が記入した「治癒報告書」を提出して下さい)

(新型)インフルエンザが治癒して登校する際には、保護者が記入した「治癒報告書」を持参し、担任へ提出して下さい。この「治癒報告書」は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。(文部科学省からの通知で、「治癒証明書(登校許可書)」から「治癒報告書」の提出に変わりました)

3. 「治癒証明書(登校許可書)」について

((新型)インフルエンザ以外の疾患は、医療機関による「治癒証明書(登校許可書)」の提出が必要です)

(新型)インフルエンザ以外の疾患が治癒して登校する際には、「治癒証明書(登校許可書)」が必要です。治療した医療機関が記入した「治癒証明書(登校許可書)」を、治癒後の登校の際に持参し、担任へ提出してください。

※ 下記の治癒証明書(登校許可書)の用紙を印刷して使用して下さい。

出席停止の対象となる病気及び出席停止期間の基準

| | 対象疾患 | 出席停止の期間 |
|-----|--|--|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、急性灰白髄炎、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1) | 治癒するまで |
| 第二種 | インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く) | 解熱日(平熱に下がった日)の後2日経過するまで、または、発症日の翌日から数えて7日を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで |
| | 麻疹(はしか) | 解熱した後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎(おたふく) | 耳下腺の腫張が消失するまで |
| | 風疹(三日ばしか) | 発疹が消失するまで |
| | 水痘(水ぼうそう) | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱(プール熱) | 主要症状の消退後2日を経過するまで |
| 結核 | 医師が感染のおそれがないと認めるまで | |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 | 病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで |

治癒証明書（登校許可書）

東海大学附属第三高等学校

年 組 番 氏名

上記の生徒は、学校保健安全法に定める疾患が治癒したので登校を許可します。

病名

出席停止期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

平成 年 月 日

医療機関名

医師氏名 印

上記の疾患につき治癒したことの証明をお願いいたします。

東海大学附属第三高等学校
校長 小池直幸